

衆議院 經濟産業委員會會議録 第十二号

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 大岡 敏孝君
理事 小林 鷹之君
理事 武藤 容治君
理事 山岡 達九君
理事 山岡 将吾君
安藤 高夫君
石崎 徹君
神田 裕君
國場幸之助君
辻 清人君
富樫 博之君
福田 達夫君
星野 剛士君
三原 朝彦君
山際大志郎君
和田 義明君
落合 貴之君
菅 直人君
本多 平直君
山崎 誠君
笠井 亮君

神山 佐市君
鈴木 淳司君
田嶋 要君
鰐淵 洋子君
穴見 陽一君
石川 昭政君
岡下 昌平君
古賀 篤君
武部 新君
出畑 実君
野中 厚君
穂坂 泰君
細田 健一君
宮路 拓馬君
吉川 越君
浅野 哲君
柿沢 未途君
斉木 武志君
宮川 伸君
中野 洋昌君
足立 康史君

經濟産業大臣 梶山 弘志君
經濟産業副大臣 牧原 秀樹君
經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君
政府参考人(個人情報保護委員会事務局長次長) 福浦 裕介君
政府参考人(金融庁総合政策局審議官) 伊藤 豊君
政府参考人(総務省自治行政局長) 高原 剛君

政府参考人(經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君
政府参考人(經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 佐藤 悦緒君
政府参考人(資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君
政府参考人(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君
政府参考人(資源エネルギー庁資源・南燃料部長) 南 亮君
政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
經濟産業委員會専門員 佐野圭以子君

委員の異動
五月二十二日
辞任 出畑 実君
補欠選任 出畑 実君
和田 義明君 宮路 拓馬君
菅 直人君 本多 平直君

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○富田委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として個人情報保護委員会事務局次長福浦裕介君、金融庁総合政策局審議官伊藤豊君、総務省自治行政局長高岡剛君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局次長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長官高橋泰三君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山泰浩君、資源エネルギー庁燃料部長南亮君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋委員。
○田嶋委員 おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。
きょうは、電事法を始め改正案の長い質問時間をいただきましたけれども、しかし、考えてみますと、この国会、関電、経産、検察庁と、最初から最後まで不祥事続きの国会だというふうに思います。本日にこれ、情けない話ですね。多くの意味で国益を損なっていることばかりであります。処分も、また今回も訓告という、どこかで聞いたような話がまた出てきております。身内に甘く、そしてやがて緩み切っている。これはもう与野党を超えてやはり猛省をしなければならぬ。

○田嶋委員 まあ、私というよりは、もう多くの人はそう思っているんじゃないかと思えますね。新聞にもいろいろの投書もなされております。これから届くのは非常にずれた感じを多くの人が持つのではないのでしょうか。
そういう意味で、コロナに関しても大変な状況でございますが、新聞などでは、例えば、コロナの経済対策、環境重視、こんなような記述もございまして、ほかの国のいろいろな事例が載っておりますが、例えばフランスなどは、いろいろの傷んだ企業に対して支援をしていく、これはこれから私たちが二次補正以下考えていかなきゃいけないわけですが、二〇二四年までのCO2排出量の五割削減を前提にエールフランスに支援していきたく、起き上がる時に今までの経済とは違う形を模索しているという、そういう印象でございます。
私、きょうは質問の中で後半そういった提言も

じゃないかなということを思っております。
きょうも、国会は少し一寸先は闇というような感じでございます。どういふ状況になるかわかりませんが、できる限り質問を続けさせていただきますというふうに思います。

大臣、きょうも布マスクされていませんけれども、ちよつと確認させていただくんですが、やはりマスク、もうやめませんか。まだ一割くらいです。届いている方、いますか、自宅に。決断は大臣だつたらできると思うんですよ。もうやめた方がいいですよ。ほかに使ってお金、いっぱいあるんですよ。使いな。まだ三百億円ですか、全体で四百六十六億円。やはりやめる。どうですか、大臣。

○梶山國務大臣 田嶋委員の御意見として受けとめておきます。
○田嶋委員 きょうは、私というよりは、もう多くの人はそう思っているんじゃないかと思えますね。新聞にもいろいろの投書もなされております。これから届くのは非常にずれた感じを多くの人が持つのではないのでしょうか。
そういう意味で、コロナに関しても大変な状況でございますが、新聞などでは、例えば、コロナの経済対策、環境重視、こんなような記述もございまして、ほかの国のいろいろな事例が載っておりますが、例えばフランスなどは、いろいろの傷んだ企業に対して支援をしていく、これはこれから私たちが二次補正以下考えていかなきゃいけないわけですが、二〇二四年までのCO2排出量の五割削減を前提にエールフランスに支援していきたく、起き上がる時に今までの経済とは違う形を模索しているという、そういう印象でございます。
私、きょうは質問の中で後半そういった提言も

りの見解をお伺いをしたいと思います。

○梶山国務大臣 再エネの接続制約を解消していくためには、広域系統整備計画、いわゆるマスタープランについては、全国大で、全国規模で電源ポテンシャルを踏まえて費用対効果を分析しつつ全体最適を目指す形で策定していくことが重要であると考えております。その際、再エネの電源ポテンシャルについては、透明性のあるプロセスの中で、中立的な有識者の意見も踏まえながら適正に踏み込んでいくことで、再エネの接続制約の解消に貢献する計画となっていると認識をしております。

また、再エネの接続制約の解消に向けては、今回の法案と並行して、系統が混雑しているときには出力制御を受けるといった一定の条件のもとで新たな電源の送電網への接続を追加的に認める、ノンファーム型接続と呼ばれる仕組みの導入などが進められているところであります。

このような取組を総合的に推進することにより、再エネのさらなる導入拡大に向けて再エネの系統制約の解消を最大限努めてまいりたいと思っておりますし、あと、あいているところをいかに精緻に見つけ出すかということも含めて、今後の努力課題、これからの課題であると思っております。

○浅野委員 ぜひ事業者、そして地域、またOCCTO、いろいろこの整備計画、まずは大枠を決めてからその詳細設計ということだと思っておりますけれども、これから事業を拡大していくこととして、参入していくこととして、事業者はまだまだたくさんいますので、ブッシュ型の系統整備計画というものが再エネの普及拡大を阻害するよ

うな方向に働かないように、ぜひ対応をお願いしたいというふうな思いがあります。

続いて、今回、電事法の改正の中では、各電力事業者が災害に備えるために基金を積み立てる、そんな新しい制度がスタートするというふう聞いております。

まっつております。送配電事業者から、通常、定期的に電力広域機関に積立てをし、そして、災害が起った際にはその被災送配電事業者に対して交付される、そして、それらを応援費用ですとか仮復旧の費用に充てることができる、こういうお金の流れになっております。

ちよつと、きょう、まず全体的な概要として、積立基金の規模がどのくらいになるのか、そして、どういう条件を満たしたときに支払われるのか、そしてまた、これは託送料金に乗せられるということになるか、また、災害というのへの影響がどの程度なのか、また、国民負担はいつどこでどのようものが起こるか、また、地域的な不均一性というものもあるかと思っておりますが、そういう点に関する配慮について伺いたいんですが。

そして、加えて、一番問題視しているのは、この資料四の赤線部分、会費として支払うことになりそうかどうかであります。これは災害に備えた積立です、ある程度災害の規模、被害を想定して、ここまではためましょう、そしてそれを上回ったら積立てを一時とめるんだとか、そういう工夫も考えているのか。これは会費という表現だけだと、永久にどんだんどんその積立てが膨れ上がるようなことにならないのか、やはりそのあたりが懸念としてありますので、しっかりと、そのあたり、説明をいただきたいと思っております。

委員から資料として提供いただいたように、この相互扶助制度は、近年の大規模災害の頻発を踏まえて、災害は全国どこでも起きるものであるという考え方のもとで、各送配電事業者による停電の早期復旧のための対応を後押しするための相互扶助の制度でございます。

対象は、この図でもお示しさせていただいておりますけれども、他地域からの電源車や復旧作業要員の派遣費用、それから仮復旧作業費用、これは、仮復旧作業の費用をかけますと、通常よりもお金

はかかるんですけども、災害復旧が加速化されるという面がありますので、こういうものを想定してございまして、こういうものに対する基金をあらかじめ積み立てておいて、早期復旧のための後押しをするというものでございまして、したがって、今お伺い合わせいただいた規模でございまして、昨今の災害の例を踏まえて、現在想定しておりますのは、総額で数十億円規模の資金が相当するものと考えておいて、これをあらかじめ積み立てておくということを考えているわけでございます。

これは、一旦積み立てますと、次に災害が起きなければストックとして積んであるということでございますので、災害が起きて実際に使われなければ、追加でそれを上増していくというようなことは考えていないわけでございます。この数十億円規模を超えて追加的に積み立て続けるということはないというふうな考え方をしております。したがって、そういう考え方もしっかりと規定という形で決めて会員の方々に明示するような運用をしていきたいというふうに考えてございます。

ちなみにでございますけれども、国民負担ということになりますと、ことし仮に単年度で積み上げ切るとしますと、月額一家庭で一、二円ということでございますけれども、使われなければそれでストックとして残っていくことではございませんので、将来の支出をあらかじめ積んでおくという意味では、必ずしも御負担ということではないという解釈もできるかなというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、そういうルールというものは明確に決めて会員の方に明示して、透明性のある運用を図っていくというふうに考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

基金の規模ですとか国民負担への影響を具体的に今提示いただきましたけれども、やはりもう一つ考慮をいただきたいのは、今回、OCCTOが

FIP、FITなどさまざまなお金の管理を新たに担うこととなります。相当な体制の強化ですとか仕組みの変更が発生すると思うんですけれども、そこに加えてこういう新しい仕組みも盛り込むわけですから、災害時というのはやはりスピードが非常に重要になっていきますので、体制面、どういふ体制を組むのか、今後具体化されるというふうに思いますけれども、そのあたりもしっかりと今後御説明をいただきたいというふうに思います。

では、続いての質問になります。

今回は、こうやって災害時に、昨年の房総半島の豪雨災害、長期間にわたって通電しなかった、こういった反省を踏まえて、災害時に送配電事業者が地方自治体や自衛隊などに戸別の通電状況のデータを提供することができるようになります。

やはり、今実はこの委員会と並行して内閣委員会では個人情報保護法の審議が進められておりまして、私もちよつと質問に立ったわけですが、私も、この個人情報の管理に関しても今かなり法改正が進んで、漏えいした場合に、これまでは個人情報保護委員会への報告ですとか、あるいはその情報の御本人への通知、これまでは努力義務だったものが一定の条件を満たした場合にこれからは義務化されることになると、そんな内容が審議をされております。

ですから、これから災害のときに、通電情報のデータ、個人データに当たるものもあると思っておりますけれども、誰が責任を持って管理をするのか、そして使った後のデータの取扱いをどのように考えているのか、そのあたりを確認させていただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、個人情報保護の観点、極めて重要な論点だと考えてございます。

今お問合せいただいた、地方自治体に渡ったデータについての責任ということでございますけれども、これは、そのデータに係る個人情報保護の責任は、当然提供を受けた地方自治体がか

りや負うということになっているわけでございます。

特に、個人情報保護法におきましては、第十一条で特別に、地方公共団体等が保有する個人情報の保護という規定がございます、その中でも、「地方公共団体は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」という特別な規定がございます。

この規定に基づきまして、各地方公共団体は、個人情報保護条例という形で条例を策定をいたしまして、この条例に基づいて個人情報の情報管理体制を構築するということになるわけでございます。

また、今あわせてお問合せをいただきましたデータの処理でございます。この点につきましては、個人情報保護法の第十九条で特別の規定がございます、利用する必要があるときは当該データを遅滞なく消去いただくことになるといふふうに考えてございます。

当然、地方自治体も、こういった規定に基づいて、利用する必要があるときは当該データを遅滞なく消去いただくことになるといふふうに考えてございます。こういった規定はありますが、その法の趣旨、それから運用ということは、我々としても、機会を捉えて徹底をして、個人情報の取扱いに遺漏がないように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。もう一つ、今回の法改正の中では、戸別の電気使用データというのを民間活用できるように緩和をしていくこととございます。

やはり今議論したように、個人情報保護法の方も規制がある種強化されることになりまして、こういった新しいビジネス、新事業を創出していくという方向性自体は私も支持しておりますけれども、消費者の立場に立ったときに、この電気の使用データというのは個人情報かどうか、まず

その認識をお持ちでない方がまだまだたくさんいらっしゃると思います。ですので、まずこういった戸別の電気使用データが個人情報とみなせるのかどうかについて。

そしてまた、それを提供するかわりに、例えば安い電気料金を使えますよとか、いわゆる付加サービスもこれから出てくるのが予想されますが、その一方で、データを提供しないとかかなり高い料金設定になってしまったりとか、そういった懸念も既に出てきております。こういった状況に対する対応方針といったものをお聞かせいただければと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問いただきましたのは、平時のデータ利用に関するものと理解いたします。平時のデータ利用についても、この法律の中で、特定の認定法人を通じてのみしか共有できない、その中で個人情報が入り込んでくる仕組を盛り込ませていただいております。

また、あわせて御質問いただきました、データの使用に同意した顧客とそうでない顧客で差別的に取り扱われないということとございますけれども、電気料金には二種類ございますけれども、規制料金はつきましては、経済産業大臣の認可を受けた小売供給約款に定める料金による供給が義務づけられておりまして、この中で、御指摘のような、小売事業者がこの小売供給約款によらず、データの使用に同意した顧客に対してのみ特別な扱いをするということとは認められない仕組みとなっております。こうした不適切な取扱いの有無につきましても電力・ガス取引監視等委員会が監視していくことになってございます。

また、一方で自由料金のメニューがございまして、自由料金メニューでは、各小売事業者がみずからの創意工夫によって自由に料金設定できる部

分があるわけでございますけれども、例えば、電気使用データを使わせていただける方には見守りサービスを提供するといったようなメニューを提供することは可能でありまして、そういったメニューを需要家の方が自分の意思で選択するということもまた可能となっているわけでございます。

他方で、こういった自由料金メニューにつきましても、需要家の方々が安心して選択できるように、小売電気事業者が、供給条件の説明義務、しっかりと説明をしているかといったようなことと、書面での旨を交付していくといった義務がかけられているわけでございます。こういった義務が適切に履行されているかどうかにつきましても電力・ガス取引監視等委員会が監視をするということになってございますので、こういった動きにつきましてもしっかりと電取委に監視をしていってほしいと考えてございます。

○浅野委員 この平時の電力使用データの活用によって、本当にいろいろなビジネスがこれから生まれる可能性が非常に高いと思うんですね。とりわけ、見守りサービスですが、誰かをサポートするようなサービスで活用される、そんな想定がされているわけですが、そのようなことは、つまり、契約相手が高齢の方だったりということも十分に想定されるわけですから、こういった、今後、電取の監視の責務の重さというのはより一層重くなっていくと思っておりますので、ぜひ、今言っていたような規則をしっかりと周知徹底いただいて、更に社会の利便性が高まるような環境整備に御尽力をいただきたいというふうに思います。

続いて、特定卸供給事業について数点質問をさせていただきます。本日の資料五をごらんください。

こちらには、今回の法改正で新たに追加される事業二つが黄色く塗り潰しをされておりまして、一つは配電事業、そしてもう一つがこれから取り上げる特定卸供給事業でございます。

これもあるわけですが、この事業はどういう事業かといえば、発電用又は蓄電用の電気工作物を維持して、及び運用するほかの者に対して発電又は放電を指示する方法などにより、電気の供給能力を有する者から集約した電気を、小売電気事業者等の用に供するための電気として供給する事業、ちよつと回りくどいですが、要するに、いろいろな電源、いろいろな電力関連機器を統合、制御して安定的な電気を供給する、そんな事業形態であります。

これは、まあ、幾つかの実証事例はありましたけれども、これまでなかった事業形態でありまして、かなり先進的な分野になるかと思っております。そして、これから分散型電源というものがより普及していく中においてはやはりその重要性も高まってくるというふうには私は認識をしております。すけれども、まずは、今後の電力システム改革におけるアグリゲーション事業、どういう位置づけ、どういう期待を持っているのかというのを、政府の方から見解を求めたいと思っております。

○牧原副大臣 全く御指摘のとおり、このアグリゲーターというものが再生可能エネルギーを含む分散型リソースを束ねることができるといふことになりまして、供給力や調整力として活用できることになる。このことにより、より効率的な電力システムの構築や、災害時の需給逼迫解消の円滑化といったことができる、こういう観点から重要だと考えております。

このアグリゲーターを特定卸供給事業者と位置づけることによって、規制の適用関係が明確化されて、アグリゲーターの信頼性とビジネス環境の向上を期待しているところでございます。事業性向上のために、技術的課題の解決に向けて、分散型リソースをIoT技術を用いて遠隔制御し、よりきめ細やかに需給の変動に対応する技術や、あるいは、IoT技術により蓄電池やEV等の多様なリソースを同時に制御して供給力として活用する技術の実証実験等も行ってきて、こうしたことも活用ができるようになり、事業が活性

化する、こういう取組を進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今おっしゃっていただいたことに特に異論はないんですけども、より現場視点でこれを考えると、特に近年災害が多発しております、これは災害時のことをしっかり想定しておく必要があるのではないかと、思うに思うわけであります。

私も前職ではこういう情報システムを見ていたこともありまして、少しその観点からいけば、例えば、発電、太陽光パネルとか、あるいは蓄電池、そして何らかの負荷装置、電力を消費する装置ですね、いろいろなものを統合制御するというのは技術的には可能であっても、必ずそれらをつなぐネットワークというのが必要になってまいります。

災害が起こったときを想定したときに、電気だけが通れば、従来のハードスイッチというか、物理的なスイッチで電力のオン、オフを決めていた場合にはそのハードを直せばちゃんと電気が通るようになるんですが、こういうアグリゲーターが制御するような機器というのは、ハードの電気を伝える導電物の間に電子的なスイッチが入って、そこを電子的に、いわゆるデジタル的にオン、オフをしないと最後つながらないとか、やはりそういう、もう一段、系が複雑化する傾向になっていくんだらうというふうに思っています。

ですから、災害時を主に念頭に置いたときに、このアグリゲーターがどういう要件を備えなければいけないのかというのはよくよく整理をして検討いただく必要があると思うんですが、現時点でどのような能力を求めているかとしているのか、その点について御答弁をいただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。
まず、委員から御指摘いただきましたように、このアグリゲータービジネス事業者が災害時に機能していただくということが極めて重要だと考えてございます。

例えば、胆振東部の地震のときにも、北海道電力さんは対応がすぐに始められたけれども、再エネ事業者さんがどこにどういう方がおられるのかがなかなか把握できなかったというようにもあつた中で、そういう方々に一元的にアプロウチできるというような面で、災害対応という意味でもこのアグリゲータービジネス事業者さんが活躍いただける余地は大きいかと思っております。

一方で、届出制としてございますのは、これまで非規制だったビジネスでございますので、参入障壁があつてはいけないということで届出制としておりますけれども、一方で、供給計画の策定義務を負つていただく、それから、一般送配電事業者等に電気の供給を約束する場合は供給義務等を課すということにしているわけでございます。

そういったことによつて、災害時等の需給逼迫時に供給命令の対象となつていただくことで、災害時の貢献を期待できるというふうに考えてございます。

そして、今お問合せをいただいた、どういう要件かということの中の大きな要素の一つでございますが、やはり今御指摘いただきましたように、ITを使って制御する部分がございますので、サイバーセキュリティの対応体制をしっかりとつていただくことは必要な条件だということに考えてございます。

したがって、法律にも書いてございますけれども、事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると思われる場合には届出内容の変更命令又は中止をできる仕組みとなつてございますけれども、こういったこと、変更を命ずるようなことが必要ないように、事前に事業を始める前にそういった対応ができていくかということについては、しっかりチェックをしていきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 今、アグリゲーターが届出制という部分についても触れていただいたんですが、確

かに参入障壁を低くするというのは大事な観点だと思ひますが、やはり今申し上げたようなことを想定すると、供給義務を課したからといって、後は、じゃ、具体的にどう供給するかはおたくで考えてくださいというものは、やはり丸投げではよくないと思ひます。

しっかりと、政府としてもサイバーセキュリティ以外に、こういう災害の対応時に必要な連携のあり方、その際に必要な能力、しっかりと検討いただいて、せっかく、今回、災害時連携計画というものが盛り込まれますから、そういった中にも加味していくことを強く求めたいというふうに思ひます。

それでは、続いての質問になりますが、ここからは再エネ特措法について質問させていただきますと思ひます。

まず取り上げたいのは、FIT制度の導入に關してであります。

これまでもFIT制度に關してはさまざまな説明をいただきましたし議論も行われてまいりましたので、FIT制度がどういふものかという部分についてはここで議論は避けたいと思ひますが、まずお聞きしたいのは、今回、FIT制度の導入に當つて、FIT価格というものと参照価格というものを決めることにならうかと思ひます。それぞれの価格を決めるスキームというものがどのようになつていくのか、従来のFIT価格のスキームとの比較もあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。
本法案に盛り込んでいますFIT制度の中で認定事業者に交付されるプレミアムでございますが、プレミアムというものは再エネ事業者の収入の目安基準となります基準価格、どれぐらいのインセンティブを与えるかということでございますが、FIT価格というものから一定期間の卸電力取引市場の平均価格、すなわち法律の中では参照価格としておりますが、これを基礎として算定した額を控除する、この差分について支援する形に

変えるわけでございます。
こうなりますと、FIT価格というものと参照価格と二つの要素を定めていくことになるわけでございますが、まずFIT価格の方について申し上げますと、FIT制度における調達価格と同様な形を念頭に置いておりまして、年度ごとに、電源の区分等ごとに調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定することとさせていただきます。また、この仕組みを入札制度の対象に指定した区分等につきましては、FIT価格の場合と同様の形で、入札を通じて決定されることになることも同様でございます。

一方で、参照価格の方でございますが、こちらは、市場価格の平均ということでございまして、その市場動向の結果ということを念頭に、この平均価格はどこかで算定されていくということになるわけでございます。

この期間のとり方というものは、今後、審議会等において、この制度の趣旨に照らして、的確な実施がされていくような形で決めていくこととなるわけでございますが、FIT価格及び参照価格というものについて、しっかりと算定していくような形をとってまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
ちょっと時間も残り少ないので、これは最後、一問だけ。
今の質問に対して少しお聞きしたいんですが、この参照価格の平均期間、平均をするための期間、これをこれから審議会等で決めていくということなんですが、その決めていく際のスケジューリングについて、今、お答えできる情報があれば、教えていただけますでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。
FIT制度、この法案が通りましたら、二〇二二年度から運用してまいりますけれども、その前年度までできるだけ早いタイミングで決めていくことを念頭に置いてございます。

その際は、参照価格とFIT価格双方が決めていく形になると認識してございます。

○浅野委員 では、午前中はこれで終わります。
○富田委員長 この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時二十五分開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。浅野哲君。

○浅野委員 では、午前中に引き続き質疑を続けさせていただきます。

午前中の最後に、FIP制度のFIP価格、そして参照価格がどのようなスキームで決まるのかという質問をさせていただきます。FIP価格については年に一回、そして、参照価格についてはその決め方を含めて今後の審議会で検討するという回答でありましたけれども。

今回のこのFIP制度導入に当たって考慮しなければいけないことが幾つかあるというふうに認識しております。

それは、再エネ事業者にとつての投資インセンティブを確保すること、そして、市場への統合というものの方向性に合致した運用となることでもあります。言い方をかえれば、例えば、九州電力等で起きているような出力抑制のような事案を最小化しながら再エネの活用割合が更なるような方向に制度設計を行うこと、これがこの新しい制度のもとでは求められていくんだらうというふうに思っております。

本日の資料二をごらんいただきたいと思っております。

こちらは、一日の時間帯ごとの各発電内訳、そして、それと連動した形での卸市場価格が青い棒グラフの部分になりますが、そのイメージを掲載してございます。

さまざまな対応がこれまでとられてまいりました。このFIP制度の導入によって、例えばこの市場価格が高い部分に再エネの販売量というのをずらしていくれば、そうした問題も解決に近づいていくのかなというふうに思っておるんですが、そのためには、やはり先ほど議論した参照価格というものが、どのような決め方をしているのか、やはりその考え方が非常に重要になってくると考えております。

そこで、参照価格の改定頻度に対してどのような考えをお持ちか。そして、例えば、この改定する頻度を、需要の多い季節、そして需要がそれほど多くなくて、出力抑制などの可能性が比較的低い季節で変えることによつて、よりダイナミックな取引というものを、市場に統合した取引というものを実現できる可能性もあるんじゃないかというふうに思っておるんですが、その点に関する見解をいただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

参照価格の改定の頻度についてお尋ねでございます。この参照価格と基準価格との差がプレミアムで支払われるわけでございますが、この参照価格、市場の平均価格でございます。その市場の平均価格を改定する頻度が少ないほど、その市場の平均価格は長期に固定すれば固定するほど、その認定事業者の受け取るプレミアムの金額がより長期間固定されることとなります。

ですので、長ければ長いほど、改定頻度が少なければ少ないほど、FIP制度の導入の促進、要は一日の中の時間のずらしということから、さらには月単位、季節単位、年単位と非常に自由度が高まっていくという面でございます。長い方がFIPのもたらすビジネスとしての時間軸、若しくは季節、年の単位でのずらしということが可能になってくるものでございます。

逆に言いますと、現在の卸市場での取引単位とこの三十分単位をわけさせていただきます。三十分単位でこれを固定するとなると、

ほぼFIP制度と同じようなことになってくるかと思っております。

他方で、これが余り長くならないと、市場の価格がどうずれてくるかということがわからなくなるわけでございます。先ほど委員御指摘のような投資のインセンティブという意味でございます。収益の安定性ということについて言いますと、より安定的なものは短ければ短いほどよいというところは相矛盾する。バランスをとらなきゃいけないというところなんだと考えてございます。

海外の事例で申し上げますと、例えばドイツとかフランスは一カ月単位で定めております。一方で、オランダは一年単位と非常に長い時間軸を持っております。逆の、非常に短いところはイギリスでございます。これは一時間単位で決めておりますので、こうなりますとFIPより少し柔軟性を持たせたということになるかと思っております。

季節の中で、特に夏、冬というところ、一日以上の単位になってまいりますと、一日の中でずらしということができるようになってくるわけですので、これは一部効果を持つわけですけれども、季節の中をずらした、夏と秋と、どこの時期でたいて、どこの時期でたかないでということを考えていきますと、より長くということになるかと思っております。

この具体の決め方について申し上げますと、これから法律の施行という段階になりますれば、日中、季節変動がある中で市場価格を通じた行動を誘導しながら、一方で再エネを導入拡大していきけるようなもの、こういったものを、審議会でいろいろの方々のお話を聞き、また、ビジネスの実態、ニーズを踏まえながら、しっかりと検討して決めていきたいと考えてございます。

○浅野委員 では、続いて、地域間連系線の強化の費用負担を、今後、一部賦課金を活用して行うという部分について質問をさせていただきます。

そもそも、この話は、系統の連系線、北海道と東北地方を結ぶ連系線ですとか、さまざまなグリッド間を結ぶ連系線の強化については、従来、託送料金の中に盛り込まれていた、それを、今後は一部賦課金、再エネ賦課金も財源として充当していくという新しい方針が今回打ち出されたわけですので、ここに対しては、やはり議論をしていっても、託送料金に乗せた方がシンプルだし自然なんじゃないかという意見もあれば、再エネの普及拡大に資するから賦課金でも違和感がないという意見が、両方出てきました。そのあたりの考え方を改めてきょうは確認をさせていただきますというふうに思っております。

資料の七をごらんいただきたいと思っております。

こちらは電力会社別のFIP認定事業の設備導入量を電力会社ごとに整理をした表でございます。さらには、その右側に、二〇一九年度八月、平日の昼間の実際の各管内での電力運用状況の数字を載せております。

まず、政府に見解を伺いたいのは、再エネ電源施設の所在地、今ここに書いてありますように、各地域にこれだけの認定、導入がされているわけですけれども、ここで発電された電気の発生地と消費地、どういった関係性にあるのか、その基本的認識を確認させていただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

供給と消費のバランスということ、偏在といえますか場所の、所在地についての関係性でお尋ねでございますけれども、発電されたものと消費するもの、これは一致する話でございますので、地域ごとの比較をするにおいて、例えば、地域別の電力消費量の全国全体に占める割合と、再エネの発電量の全国全体での発電におけるその地域の割合というものを比較することによってちよつとお答え申し上げます。

おおむね一致している部分はあるんですけども、ずれるところがございます。例えば再エネの発電量の比率の方が大きい地域、例えば東北地方、九州地方がそうなわけでございますが、需

要全体の比率でいいますと、東北地方が全国の九%でございますが、再エネの発電量、東北は日本全国の一四%でございます。消費量が九%に對します再エネの割合というのが一四%と、大変再エネが多く発電している比率の地域でございます。同じく九州も、全体の消費の比率でいうと一〇%でございますが、再エネの比率でいうと一七%に相当しております。

一方で、関東、関西といった消費の大きい地域でいいますと、関東は消費が三一%に對し再エネの比率が二三%、関西が全体の消費が一六%なのに對し再エネの比率が九%でございます。大消費地で、非常に人口の密集しているような地域のところについては比率が小さく、一方で、東北、九州といった地域が大きいというような状況だと認識してございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
そうした、例えば、今例を挙げていただきましたところでは、東北地方あるいは九州地方においては再エネの比率が高く、そして首都圏では低いということ、一定の偏在性が認められるということに思っています。

では、今回、連系線、どこが強化されるのかというところなんですが、調べましたところ、二〇二八年度までに連系線を強化する予定の場所としては、東北―東京間の連系線、そして東京と中部電力間の連系設備ということで、この部分が補強の対象になっていくわけでございます。
いわゆる、こうした費用の一部について賦課金の適用をしようということなんですけれども、一方で、今回の法改正の中では、午前中も議論しましたが、広域系統整備計画というのをプッシュ型で立てることになりました。しっかりと中期での系統整備、必要性を鑑みてその計画を立て、そしてレベニューキャップ制を導入して、適切な投資財源も含めた利益を確保した上で運営をしていくという仕組みも新たに作ったわけでありまして、あるならば、この仕組みをフル活用して、託送料金の中でしっかりと対応していくべき

なんじゃないかという考え方もあります。
今回は賦課金を財源に活用してということに納まっているわけですが、レベニューキャップ制をしてプッシュ型の系統整備計画という新しい仕組みを導入した枠の中で、託送料金として処理するのではなくあえて賦課金方式を適用する。その理由を改めて説明いただきたいと思っております。

○松山政府参考人 答え申し上げます。
託送料金というのは、電気事業法に基づきまして、地域における一般送配電事業者の系統の形成とその費用負担を定めるものでございますので、受益者負担という原則のもとで行うことになっております。

ですので、連系線の強化ということになりますと、その連系線の両端の一般送配電事業者が負担することが原則になるとございまして、そのうなりますと、連系線の増強については、地域ごとの負担にむらとございますかばらつきが出てしまいうわけでございます。

再エネを主力電源として日本全国に必要性に応じてつくっていくこととなるという考えのもとで考えますと、再エネの電気がどこで利用されるのかかわらず、費用を全国で均等に支える仕組みということには非常に重要でございます。再エネの買取制度と同様、特別な法律の規定に基づく賦課金方式を導入するのが今回の目的でございます。
○浅野委員 全国で負担するということなんです。が、現に、再エネの発電比率、つくったエネルギーを外に持つていかなければいけないような地域というのは、今、現に、東北ですとか九州ですとか、特定の地域に偏っている現状がある。そして、今後、向こう十年間ぐらい、系統連系線の強化をする場所というのはかなり限定的で、しかも、まさに再エネを外に持つていかなければいけないような地域の連系線が対象になっていくわけですね。
それを全国で支えるという考え方も否定はしませんけれども、今回はしっかりと、長期で安定し

た運営をしていく、計画的な運営をしていくためにプッシュ型の広域系統整備計画としてレベニューキャップ制という制度を導入するわけですので、これは各電力会社の財政問題も絡んでくる話です。これは過度な増大、ございませぬが、ぜひ、国民負担の過度な増大、ございませぬが、ぜひ、国民負担の過度な増大、十分に配慮をして運用していただきたい、そのように思っております。

時間が参りました。最後の一言にさせていただきます。
簡潔に参ります。資料の六をごらんください。やはり再生可能エネルギーをこれからどんどん活用していくためには、蓄電池、午前中の田嶋委員の指摘にもありました蓄電池をもっともつと入れていかなければいけないというふうに思っております。

事務方にいただいたこの資料を見ますと、過去の施策、現に行われている施策も含めて、予算額が九十一・五億円の内数とか、そういうものもありますが、もつともつと本格的に大規模な導入加速策というのが必要なんじゃないかとも思っております。ここに關して、最後、政府の今後に向けた見解をお伺いして、終わりたいと思っております。

○牧原副大臣 委員御指摘のとおりでございます。FIP制度が入れば、当然、価格が安いときには蓄電池にためて、高いときに売電をする、いわば収益が拡大をします。蓄電池というのは大変重要だと思っております。
蓄電池は再生可能エネルギーを伸ばしていくに当たってやはりキーとなる技術で、私も環境技術官のときから各地を見に行きましたけれども、技術の問題だったりコストの問題でどうしても導入がなかなかできないという状況があるので、まず性能の向上やコストダウンに向けた革新的電池の研究開発や、あるいは実証事業を通じて再エネの出力変動緩和や系統安定化のための蓄電池の最適制御技術の確立、あるいはIoTによる蓄電池の分散型電源の制御技術の確立など、まずここに支援を集中しているところでございますが、蓄電池

は大変重要なので、この導入の促進にはしっかりと進めてまいりたいと思っております。
○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。
○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。冒頭、持続化給付金について、堀山大臣に三点、端的に伺います。
事業者からは、振り込まれて一息つけたという声もありますけれども、依然として、申請が通ってもまだ振り込まれない、それから五月一日に申請したのに三週間も結局放置されている、機械的対応で何度申請してもはねられる、もう心が折れそうだという悲痛な声が多々ございます。なぜこんなことになっているのか。

それから、また月末が来るわけですね、家賃や固定費を支払わなければなりません。大臣は、申請手続では柔軟に対応する、そして代替書類でも給付を認めるというふうにごの間答されてきたと思っておりますけれども、現状は必ずしもそうならない。来週ではもう遅いんです、月末ということになる。直ちに手を打って、とにかく可及的速やかに給付金が届くように全力を挙げるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○堀山国務大臣 持続化給付金につきましては、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象に、使途に制限のない現金給付を行うという前例のない思い切った手段を初めて講じるものであります。これまで事業者のお手元に必要な現金が届くように努力してきたところであります。
その上で、一般論で言えば、算定方法など給付までに時間を要する申請手続を選択いただいた方や、御提出いただいた資料が鮮明でないなどにより確認に時間を要する方などの、給付の順番が前後することもあると承知しております。もちろん、一日も早く給付金を必要としている事業者の皆様の実情は承知しております。
このため、持続化給付金ホームページに「申請から給付にかかる時間につきまして」という御案